

いのまき

2016.6.30
211号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会
〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705
印刷／(株)松弘堂

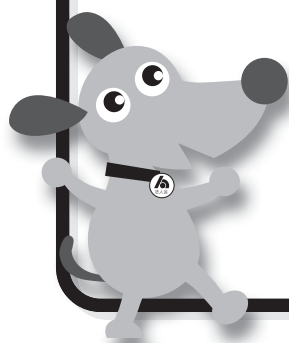
ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp



公益社団法人 石巻法人会 第4回定時社員総会

主な内容

- 第4回定時社員総会写真 P1
- 第4回定時社員総会開催報告／平成28年度 青年部会・女性部会通常総会開催報告 P2, 3
- 石巻の歴史から④「最初のハワイ移民の元締め～石巻出身の牧野富三郎～」... P4, 5
- 平成28年度経済商工観光行政の重点方針～本格的な産業振興にスピードアップへ～ ... P6, 7
- マイナンバー制度「国税分野における本人確認方法の具体例」..... P8, 9
- 事業報告 P10
- 給与がアップすると法人税が軽減されるの？ ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～... P11
- 石巻税務署より「国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用下さい」..... P12, 13
- 新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定 P14



石巻法人会 第4回 定時社員総会

去る、六月八日(水)石巻グランドホテルにて、第四回定時社員総会を開催した。

当日は、石巻税務署署長 後藤仁志様、宮城県東部県税事務所所長 大泉秀一様、石巻市副市長 菅原秀幸様、東北税理士会石巻支部副支部長 鶴田勇治様、当会と姉妹法人会である公益社団法人豊島法人会会長 南山幸弘様ほか友誼団体から多くのご来賓の方々にご臨席を得て開催された。



総会では、初めに既に理事会で承認された事項が報告された。

続いて、三議案が上程され、いずれも原案通り満場一致で可決承認された。

報告及び議案は下記の通り

【報告事項】

- ◇平成二十七年事業報告の件
- ◇平成二十八年事業計画報告の件
- ◇平成二十八年年度予算報告の件

【議案】

- ◇第一号議案
平成二十七年年度収支決算承認の件
― 監事監査報告 ―

◇第二号議案

監事一部補充選任承認の件

第二号議案

役員一部補充選任の件について次の一名が新たに選任された。

《就任》

監事

明石 圭生 (石巻信用金庫)

◇第三号議案

その他

表彰 長年の功労・顕著な貢献を称え 八名に表彰状など授与

総会終了後、同会場にて平成二十八年年度優良経理員表彰と会員増強功労者表彰が行われた。

優良経理員表彰は、経理担当者の資質向上を図る目的で毎年実施しており、会員企業から推薦された十年以上の勤務経験のある優秀な経理担当社員が対象。本年度は左記の六名が受賞した。

会員増強功労者表彰は、会員増強運動の一環としてこちらも毎年実施しており、会員増強に大きく貢献された二名が受賞した。

【優良経理員表彰者】 (順不同・敬称略)

佐々木恵子 (株)守平商店
鈴木 安隆 石菱コンクリート(株)
遠藤 真理 協立塗料(株)
松本 佳子 (有)千代田ビル管理
阿部 玲子 宮城原子力サービス(株)
藤原美由紀 北上電設工業(株)

【会員増強功労者表彰】

(順不同・敬称略)
秋月 義友 アフラック募集代理店
秋月保険コンサルティング事務所
山下 明美 大同生命保険(株)
仙台支社石巻営業所



第4回定時社員総会

特別講演会

改正消費税について

平成二十八年六月八日(水)石巻グランドホテルにて第四回定時社員総会終了後、特別講演会が開催され会員企業などから約一〇〇名が参加して熱心に耳を傾けた。

講師には、石巻税務署署長 後藤仁志氏をお迎えし、「改正消費税について」と題した講演会を開催した。今回予定されていた増税は平成三十一年十月に延期されたが、一〇％の消費増税と同時に導入が検討されている軽減税率制度について、今から始めておくべき企業の準備と対策について詳しく解説していただいた。はじめに軽減税率導入のメリットとして、増税によって負担が大きくなる低所得層の救済の為軽減税率を適用することで生活必需品の税率が低くなり公平な税徴収が期待されることなどが示された。



講師の石巻税務署署長 後藤 仁志氏

青年部会

平成二十八年年度 通常総会

平成二十八年六月八日(水)石巻グランドホテルにて、青年部会平成二十八年年度通常総会を開催した。

石巻税務署署長 後藤仁志様、石巻税務署法人課税第一部門統括国税調査官 藤沢孝様、東北税理士会石巻支部支部長 西村陽一様、一般社団法人石巻青年会議所理事長 佐藤大介様をはじめ、多くの来賓の方々にご臨席を賜った。

総会に先立ち、木村知樹部会長が挨拶し「震災直後の先が見えない状態の中で部会活動を行っていたが菅松前部会長から引き継ぎ、早いものですでに一年が過ぎた。残り一年の任期を皆様のご協力により充実した部会活動にしていきたい。」と述べた。

総会では、上程した議案すべてが原案通り承認され、滞りなく終了した。

総会後行われた会員交流会では、卒業会員への卒業証書と記念品の贈呈が行われ、今回は鶴岡相談役と菅松前部会長が代表して受け取った。お二人は震災前後の六年間を部会長として支え、今日の部会活動へ多大な貢献をされた。

そんなお二人を交えた各テーブルでは今後の部会活動の更なる飛躍に向けた熱い会話が聞こえ、本年度も盛会裏に終了した。



女性部会

平成二十八年年度 通常総会

女性部会では、五月二十六日(木)に、石巻グランドホテルにて石巻税務署署長後藤仁志様をはじめとする来賓をお招きして平成二十八年年度通常総会が開催された。

平成二十七年年度事業報告並びに決算報告・平成二十八年年度事業計画並びに予算が承認され、総会は滞りなく閉会致した。

また、総会終了後、第二部として公開講演会が行われた。



演題「褒める言葉の力」
講師 ことのは語 木村悠方子氏

石巻の歴史から④

「最初のハワイ移民の元締め」

石巻出身の牧野富三郎

石巻市芸術文化振興財団

理事長

阿部 和夫

昨年度は、石巻とロシアとの関わりを三回にわたって紹介しました。今年は、海外で活躍した地元の人三人について触れたいと思います。先ず初めは、牧野富三郎という人物です。

慶応四年（一八六八）九月段階で明治元年と改元されるこの年に、支配層（旧幕府軍と新政府軍）が国の政權を巡って戊辰戦争をしていました。

こうしたなか、庶民の中にも現実を変えようとハワイへの出稼ぎという行動にでた人達がいいます。それが契約の三年経過後、帰国する人とハワイに残る人とに分かれます。現地に残った人達は結果的に「日本初のハワイ移民」ということになり、それ以後のハワイ移民と区別する為、「元年者（ガンネンモノ）」と呼ばれるようになりしました。このハワイへの出稼ぎは、様々な苦難に満ちたものでした。その中で、一行をまとめ祖国

とのパイプ役を果たしたのが牧野富三郎です。

この人物が、石巻出身と言われるのですが、そのことを裏付ける資料は現時点で石巻では確認されていません。しかし、ハワイに渡る際に「航海日記」を書いた佐久間米吉が語った内容によって、彼が石巻出身と分かったのです。

それによりますと、彼は石巻村の権兵衛の枠で、仙台藩の具足師で下級の士分であり「牧野」という姓をもっていました。若いときに放蕩をした挙句、地元にならなくなり横浜で暮らすようになりました。彼は、格式ばった堅苦しいことが嫌いで、義侠心が強い親分肌で皆から好かれていました。若禿で薬缶頭の彼は実際の年齢よりずっと老けてみられたそうです。ハワイに渡る時は四十歳代で、渡航者の中では年長者であった腕力もあり分別もありました。一種の貫録もあり人に安心感を与える

彼は、横浜で商人や労働者、下働きの人達に必要な手続きや手紙の代筆をしたりしていました。又、廓の遊女や洋妾（ラシャメン）達にも人気がありよく恋文の代筆を頼まれたりしていました。更に西洋人との交際もあり片言の英語を話すことが出来たそうです。後に、彼がハワイから日本の外務省に提出した文書から、その教養と力量を推し量ることが出来ます。この様なことから、渡航者の元締め選ばれたのだと推察されます。

日本人のハワイ出稼ぎが実現するのは、ひとえにハワイ王国の事情によるものでした。捕鯨に支えられていたハワイ経済は、一八六〇年に入り捕鯨が衰退すると、砂糖・コーヒ・米等の栽培時代に入ります。しかし、現地の人口減少により労働力不足を招き、中国人を雇い入れることで安い労働力を得ていました。

しかし、中国人はハワイで商才を発揮していたことと、排他的でハワイ社会に同化しないことで彼等を忌避する動きがでていました。その為、一八六四年に移住民局を設置し中国人以外の労働力を日本人に求めようとします。そこでハワイ政府は、ハワイと日本に滞在していたアメリカ人ヴァン・リードを日本総領事に任命しました。

このリードが、ハワイ政府の意向を受け慶応三年（一八六七）六月、新聞で出稼ぎ労働者を募集しました。彼は、日本人の木村庄平にその斡施を依頼し、江戸と横浜を中心に人集めを始めます。

しかし、この事業は日本の政權交代のはざままで難航します。募集を始めて半年後の慶応四年（一八六八）正月戊辰戦争が起きて、四月十一日には江戸城が無血開城します。ヴァン・リードは、その日を挟んだ前後

三回にわたって、三五〇人のハワイ渡航許可と一五〇人分の印章(旅券)を幕府(神奈川奉行所)から受け取ります。しかし、その後渡航に関する幕府の事務権限は、明治政府が設置した横浜裁判所に移譲されています。ヴァン・リードは、旅券を受領すると、英国の帆船サイオト号(八〇〇トン)をチャーターして渡航者を乗船させます。そして、旧幕府からの印章(旅券)を返納して、新政府からの渡航許可と旅券の発給を求めました。しかし、新政府は許可を与えません。彼をハワイ王国の代表と認めなかったことと、奴隷にされるという噂があったためでした。交渉は進展せず、遂にリードは裁判所判事寺島陶蔵(後の宗則)宛に文書を提出した上で、四月二十五日サイオト号は、一五三人の渡航者を乗せて、横浜港を出帆しました。

出港はしたものの、嵐の為の船酔いで、食事が出来るようになったのは五日目以降でした。そのうえ、米は積み込んでいたものの、魚・鳥・野菜等は無く偏った食事にならざるを得ませんでした。辛かったのは火災予防の為の船内禁煙でした。その規則を破り罰として手錠をかけられ

る者まで出ました。三十四日にも及ぶ航海中の禁煙は、喫煙者にとって辛いものだつたに違いありません。サイオト号は、五月一日(太陽暦では六月十九日)にホノルル港に着き、渡航者は、二週間の休養の後、ハワイ諸島の内、四つの島の農園にそれぞれ配置されました。ホノルルの場合、農園でなく家庭奉公人になった人もいました。

就労開始二、三か月経過した段階で、労使双方からの苦情が表面化します。渡航者は、日本とは気候、風俗、習慣、言語が違う土地で、予期せぬ虐待と契約不履行という状況に置かれたのです。

一方、雇用者側は、お喋りをしながら時々手を休める就労態度に不満を持ちました。ルナ(人夫監督)は鞭で打つこともありました。言葉が通じないことからくる反抗的態度を快く思いませんでした。

こうした溝は深まるばかりで、酷暑での労働がもとで死者がでたり、「ウルパラクア事件」と呼ばれる抗議行動が起きて投獄者や自殺者まで出ました。

こうした苦境を救うべく富三郎は懸命に行動しました。明治政府に対

し渡航者の近況とハワイの現状を知らせその解決を求めたのです。彼は、帰国する中国人に嘆願書を託するなど機会ある毎に、政府に訴え続けましたが、政府の反応はありませんでした。

政府が動き出したのは、アメリカからの勧告によってで、やっと米英仏オランダの公使に意見を求めまして派遣されることになったのです。

異国の苦しい状況の中で牧野富三郎の果たした役割、意義は大きいものがあると思います。

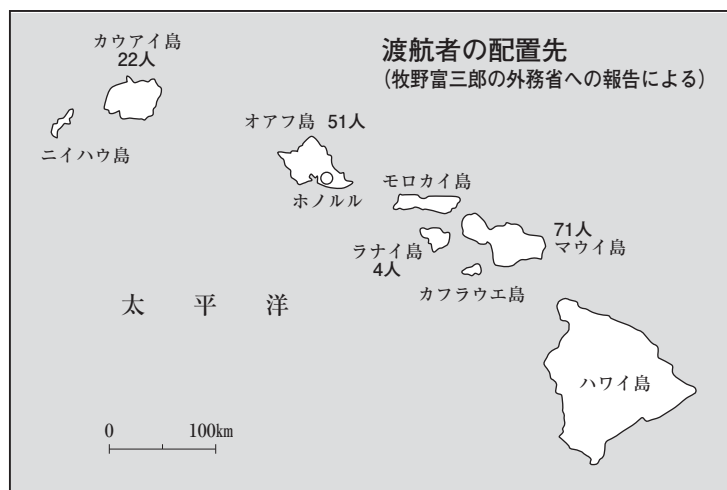
①渡航者の元締めとして出航以来その世話と監督にあたってきました。

②日本政府に対しハワイ渡航者の現状に関する情報提供を行い、その善処方を求めたことです。彼の情報は、政府が外交問題として交渉する際に役立っています。上野景範使節が、ハワイ政府に四十名前後の即時帰国を求めて実現させているのは、彼からの情報が生きたからでした。

③三年目の契約期限が終了するに際して、彼は各人の身の振り方について相談に乗り支援をしているこ

とです。

渡航者の元締めとしての責務を果たした富三郎は一八七一年(明治四年)十月二十四日、汽船モゼス・テイラー号でハワイからサンフランシスコに渡りました。そこから日本に帰国したとも伝えられましたがその形跡はありません。又、サンフランシスコのダウンタウンで代書人をしているのを見かけたという伝聞もありますが、渡米後の確たる消息は何一つなく、牧野富三郎は歴史の闇の中に消えてしまいました。



宮城県

本格的な産業復興に スピードアップへ



平成28年度 経済商工観光行政の重点方針

宮城県は、「震災復興計画」10年間の計画期間における6年目、そして「再生期」の3年目となる本年度、創造的な復興の実現に向けた道筋を明らかにしながら、「ものづくり産業の復興」「商業・観光の再生」「雇用の維持・確保」を柱とした取組を推進するとして経済商工観光行政の重点方針をまとめました。

本稿では、宮城県が事業者への支援強化を表明している重点項目を抽出掲載いたしましたので、これらに基づく支援策を活用しながら、一段と自らの企業の健全経営と復興・復旧の加速を図りつつ、宮城県が目指す「富県宮城」の実現を、共に目指して努めていこうではありませんか。

1 ものづくり産業の復興

①被災事業者の復旧・事業再開への支援

地盤の嵩上げ等のインフラ整備が遅れている沿岸部を中心に、被災した中小企業等の工場・設備等の復旧を支援するほか、新分野等

需要開拓を見据えた新たな取組の支援を通じて、水産加工業をはじめとする被災した中小企業等に対するきめ細かな支援を行います。

②経営安定等に向けた融資制度の充実

信用保証料の引き下げによる事業資金の融資の促進や事業復旧・復興のための借入資金の利子補給のほか、

二重債務問題への対応として、宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取制度の活用促進を図ります。

③企業の競争力向上に向けた技術開発・人材育成等への支援

県内企業等が直面している技術的課題に対応し、競争力を向上させるため、産業技術総合センター、学術研究機関、みやぎ産業振興機構等との連携により、企業ニーズに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、高度なデジタル技術の普及促進等を図るなど県内もの

づくり産業のイノベーション創出に向けた技術力の向上を総合的に支援します。

また、教育現場と産業界が一体となって、ものづくり人材の育成・確保等を図ります。

④更なる販路開拓・取引拡大等に向けた支援

創業・第二創業に対する支援や、成長分野への参入支援に取り組むとともに、マーケティングから販売戦略策定、マッチングまでの一貫した支援を行います。

また、海外での販路開拓を図るため、中国、台湾での商談会の開催、東南アジ

2 商業・観光の再生

①沿岸部のまちづくりの状況に応じた商業機能の再生

被災地の新たなまちづくりとコミュニティの再生に資するため、沿岸部の復興まちづくりの進捗に合わせ、仮設店舗入居者の本設店舗復旧や商業施設の整備など、

アでの現地支援体制の構築やテストマーケティングなどビジネス展開の支援を行うとともに、友好関係にある海外自治体等との交流基盤の構築・強化を図り、経済交流の機会を創出します。

⑤更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進

産業経済の安定的な成長を実現するため、企業誘致活動や次代を担う航空機産業等の育成・振興に取り組むとともに、沿岸部の地域経済の再生に向けて、国の立地補助制度等を活用した戦略的な企業誘致に取り組めます。

国の補助制度を補完する支援をはじめ、面的な商業機能の再生加速に向けた支援を行うとともに、震災による環境変化への適応を図る商店街の取組を支援します。

②経営安定等に向けた融資制度の充実

信用保証料の引き下げに

よる事業資金の融資の促進や事業復旧・復興のための借入資金の利子補給のほか、二重債務問題への対応として、宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取制度の活用促進を図ります。

③ 商工会、商工会議所等の機能強化に向けた支援

商工業者の経営の安定や経済情勢等に的確に対応できる経営体の育成、さらには沿岸部の新たな商店街の形成に向けて、地域の事業者に対する商工会、商工会議所の相談・指導・販路開拓等の業務に対する支援を行います。特に、小規模事業者の持続的発展及び経営革新を図るため、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う伴走型の支援体制を強化します。

④ 商業の活性化に向けた支援

地域コミュニティの核となる商店街が復興を果たせるよう、環境変化に対応し持続的な発展を目指す商店

街の取組や「まちなか」での創業に対する支援体制の強化への支援を行います。

⑤ 沿岸被災地の観光回復

風評を払拭し、復興まちづくりと連動した観光資源の再生・創出を図るとともに、沿岸部の食・自然・産業を生かした体験型観光や大災害の被災地であることを観光再生に生かした復興ツーリズム等を推進します。

⑥ 外国人観光客の回復

原発事故による海外での風評を払拭するための正確な観光情報の提供や観光案内機能の強化を進めるとともに、フリーWi-Fiや免税手続一括カウンターなどの設置、多言語案内の充実など、外国人が旅行しやすい環境を整備するとともに受入の気運醸成を図り、大幅に増加している訪日外国人観光客の県内への誘客を図ります。

⑦ 東北が一体となった広域観光の充実

東北のゲートウェイとしての本県の機能を活かし、

仙台空港の民間運営会社をはじめ、東北各県及び関係団体等と連携した東北全体の広域観光ルートの形成促進や魅力のPRなどにより、アクセスの良い本県を起終点とした広域観光の充実を推進します。

⑧ 国内外からの誘客強化と受入態勢の整備

様々な媒体を活用した観

③ 雇用の維持・確保

① 安定的な雇用の維持・確保

産業政策との連動による安定的な雇用機会の創出を図るとともに、求人企業とのきめ細かなマッチングなど就職支援の取組の強化や、女性・中高年齢者の人材育成と再就職の支援並びに求職者の知識・技能の習得のための離職者等再就職訓練等に取り組めます。

② 新規卒者等の就職支援

合同就職面接会等の開催によるマッチングの支援を行うとともに、新規卒者

光情報の発信やプロモーション活動の強化、航空会社等民間事業者との連携などにより、国内外からの教育旅行やインセンティブツアーの誘致などを推進するとともに、多様な観光メニューの提供や観光を担う人材の育成等により、観光資源の魅力の向上や観光客の受入態勢の整備を図ります。

て、新たな雇用の場を確保するため、企業誘致の推進や創業に対する支援、多様な雇用機会の創出につながる次代を担う産業の育成等を図ります。

④ 復興に向けた産業人材育成

みやぎ産業人材育成プラットフォームを通じて、産学官連携による多様な人材育成に向けた取組を支援するとともに、特に産業集積が進む自動車関連及び高度電子機械産業を担う人材の確保に向けて、県内製造業の認知度向上や中小企業の採用力向上のためのセミナーの開催等を行うほか、工業系高校生を対象に技術・技能の向上に向けた取組を支援します。



宮城県の経済商工観光部では、これら重点項目に基づく「平成28年度 宮城県経済商工観光行政施策の概要」をホームページに掲載していますので、ご覧の上、積極的にご活用ください。

マイナンバー 制度 本人確認方法の 具体例

国税関係手続において個人番号（マイナンバー）を取り扱うこととなる民間事業者の方が、番号法等の規定に基づき、顧客や従業員の方から個人番号の提供を受ける際の本人確認の実施方法などについての具体例をご紹介します。

例1 対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認

【ケース①】

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、マイナンバーカード（個人番号カード）の提示を受ける方法。

《ポイント》

- ・申請書に記載された内容について、マイナンバーカードの裏面に記載された個人番号により番号確認、表面に記載された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）及び顔写真で身元（実在）確認を行います。
- ・提示を受けたマイナンバーカードについて、写し

（コピー）を保管することとは義務付けられていません。なお、写しを保管する場合に、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

- ・郵送で個人番号の提供を受ける場合には、マイナンバーカードの写し（コピー）の添付を受けることで、本人確認を行います。
- ※ マイナンバーカードの表面については、専用のカードケースに入れた状態（臓器提供意思表示等を見えないようににした状態）でコピーしても差し支えありません。マイナンバーカードの裏面について

は、カードケースに入れた状態では個人番号が見えないことから、必ずカードケースから出してコピーする必要があります。

【ケース②】

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元（実在）確認書類として運転免許証などの写真表示のある書類の提示を受ける方法。

《ポイント》

- ・申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、運転免許証などの写真表示のある書類で身元（実在）確認を行います。
- ・なお、通知カードは身元（実在）確認書類としては使用できません。
- ・他の身元（実在）確認書類には、以下のようなものがあります。
- ・住民基本台帳カード（交付を受けている者の写真が表示されており、有効なもの）、運転経歴証明書（交付年月日が平成24

年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は国税庁告示1（写真付き学生証や写真付き資格証明書など）で定めるもの提示を受けた通知カードや運転免許証について、写しを保管することは義務付けられていません。

なお、写しを保管する場合に、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

【ケース③】

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元（実在）確認書類として写真表示のない書類の提示を受ける方法。

《ポイント》

- ・申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、印鑑登録証明書と健康保険被保険者証で身元（実在）確認を行います。
- ・写真付身分証明書の提示が困難な場合には、以下

の書類のうち、いずれか2つ以上の提示を受ける必要があります。

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は国税庁告示2で定めるもの

提示を受けた通知カードや健康保険の被保険者証などについて、写しを保管することは義務付けられていません。

なお、写しを保管する場合に、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。



例2 個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認**【ケース】**

事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受ける場合に、顧客に対して個人識別事項を印字した個人番号の提供を依頼する書類を送付し、顧客がその書類に通知カードやマイナンバーカードの裏面（通知カード等）の写しを貼付して返送する方法。

《ポイント》

- 個人番号の提供依頼書類に印字するための情報（個人識別事項）の取得時など依頼書類を送付するまでに送付する相手方が本人に相違ないことの確認を事業者が行っていることを前提としています。
- 依頼書類に、顧客が通知カード等の写しを貼付して返送することで、通知カード等の写しで番号確認を行うとともに、依頼書類に印字した個人識別事項と貼付されている通知カード等の写しの個人識別事項が同一であることを

とを確認することにより、身元（実在）確認を行います。

- 個人番号利用事務等実施者自身が送付した書類で個人識別事項が記載されたものが返送される必要があります。
- 個人識別事項は印字することが前提ですが、個人番号利用事務等実施者が

例3 知覚による身元（実在）確認**【ケース】**

従業員が勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、勤務先のとおりまとめ担当者が知覚により従業員の身元（実在）確認を行う方法。

《ポイント》

- 従業員の国税太郎さんは、自宅で妻（控除対象配偶者）である国税花子さんの通知カードにより個人番号を把握（確認）します。
- 国税花子さんは国税太郎さんの配偶者であり「知覚」（見て判断）するこ

その顧客に対して送付した書類が返送されたことが分かる措置（例えば、送付する書類に一連番号を記載し、返送された書類の一連番号を確認するなど。）を行い、返送された書類と送付者が管理している個人識別事項を照合できる場合には、個人識別事項を印字したものと取り扱って差し支えありません。

とにより本人に相違ないことが判断できますので、国税花子さんから身元（実在）確認書類の提示を求める必要はありません。

- 日頃から国税太郎さんと同じ部署で仕事をしているととりまとめ担当者は、国税太郎さんを「知覚」（見て判断）することにより本人に相違ないことが判断できますので、国税太郎さんから身元（実在）確認書類の提示を求める必要はありません。
- 国税太郎さんについて身元（実在）確認書類の提示を不要とするためには、採用時などに番号法や税法で定めるもの（所得税

法第224条第2項等）

又は国税庁告示で定めるものと同程度の身元（実在）確認書類（運転免許証、写真付き学生証等）による確認を行っている必要があります。

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、国税太郎さんと国税花子さ

例4 メールにより個人番号の提供を受ける場合の本人確認**【ケース】**

事業者が講演会の講師に対して謝礼を支払い、法定調書の提出が必要となる場合に、講師がイメージデータ化した本人確認書類をメールにより送信することで、事業者が個人番号の提供を受ける方法。

《ポイント》

- マイナンバーカードの表面で身元（実在）確認、裏面で番号確認を行いますので、カードの両面を撮影して送信します（マイナンバーカードがない場合は、番号確認書類及び身元（実在）確認書類の送信が必要となります）。
- スキヤナを使用してイメ

んの個人番号が記載されていますが、国税花子さんの個人番号は国税太郎さんが自宅で確認済ですので、とりまとめ担当者は、国税太郎さんの通知カードの提示等により国税太郎さんの個人番号のみ確認します。

- イメージデータ化した本人確認書類をパソコンから送信する方法も可能です。
- 継続的な契約関係にある場合には、上記手続により提供を受けた個人番号（特定個人情報）を法定調書作成のために保管することにより、次回以降も利用することが可能であり（個人番号を保管する場合）には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります（改めて個人番号の提供を受ける必要はありません（税法上、個人番号の告知を受ける必要があるとされている場合を除く））。
- なお、メールによる送受信の際の情報漏えいのリスクに対し、必要な措置を講ずる必要があります。

青年部会 視察研修会(青森県)



日時 平成28年6月3日(金)・4日(土)
会場 日本原燃(株)(青森県)ほか
参加者数 7名(部会員のみのみ)

石巻間税会共催 平成28年度税務研修会



日時 平成28年6月22日(水) 19:00
会場 石巻グランドホテル
演題 「落語で学ぶ相続と事業承継」
講師 (株)ブレン講師 ころ亭久茶 師匠
参加者数 30名(会員・非会員含む)

事業報告

本部会 平成28年度新入社員育成セミナー



日時 平成28年4月7日(木) 13:30
会場 石巻グランドホテル
講師 (株)ニュークリエイトマネジメント
経営支援部 中小企業診断士 木村 仁 氏
参加者数 56名(会員・非会員含む)



女性部会 第11回法人会全国女性フォーラム福島大会



日時 平成28年4月14日(木)・15日(金) 11:00
会場 ビックパレットふくしま
【記念講演】
演題: 「伝わることの大切さ 伝わることのすばらしさ」
講師: 大和田 新 氏(フリーアナウンサー)
参加者数 11名(部会員のみのみ)



給与がアップすると法人税が軽減されるの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 野川 悟 志



リサ

社員の給与がアップすると法人税が軽減されると聞きましたが、どのような制度ですか。



サキ先生

お尋ねの制度は「所得拡大促進税制」ですね。これは、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大などを目指して、平成25年度に創設された制度です。所定の要件をクリアする必要がありますが、給与等を増加させた場合に、増加分の10%相当額が法人税額から控除（法人税額の10%〈中小企業者は20%〉が限度）されることとなります。この給与等は、所得の計算上、損金に算入されるもので、所得税法上の給与所得に該当するものが対象となります。このため、毎月の給与のほか、賞与や残業手当、現物給与などは対象となりますが、退職金や非課税の通勤手当は対象となりません。



リサ

所得拡大促進税制の適用を受けるには、どのような要件があるのですか。



サキ先生

大きく3つの要件があります。

1つ目は、雇用者給与等支給額が基準事業年度（平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度）と比較し、一定割合以上増加していることです。リサさんの会社は資本金が1,000万円（中小企業者）で、事業年度は4月1日から3月31日ですから、平成29年3月期に適用を受けるのであれば平成25年3月期と比較して3%以上、平成30年3月期に受けるのであれば、同様に平成25年3月期と比較して3%以上増加している必要があります。2つ目は、雇用者給与等支給額が適用事業年度の前事業年度以上であることです。平成29年3月期に適用を受けるのであれば、給与等の支給額が平成28年3月期以上である必要があります。3つ目は、平均給与等支給額が適用事業年度の前事業年度を超えていることです。



リサ

金額的な要件は分かりましたが、雇用者とはどのような方をいうのですか。



サキ先生

雇用者とは、国内の事業所に勤務する雇用者で賃金台帳に記載された方をいいます。パートやアルバイトの方も含まれますが、役員や役員の親族などは除かれます。

ただし、先ほど説明した3つ目の要件の平均給与等支給額の計算においては、雇用者に対する給与等ではなく、継続雇用者に対する給与等であることがポイントです。



リサ

継続雇用者に対する給与等とはどのようなものをいうのですか。



サキ先生

適用事業年度及びその前事業年度において給与等の支払を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険の加入対象となる方（高年齢継続被保険者などは除く）に対する給与等をいいます。したがって、例えば、適用事業年度に新規採用した方や、その前事業年度に退職した方に支払った給与等は、平均給与等支給額の計算においては対象となりませんので注意してください。



リサ

要件によって計算の対象となる給与等が違うのですね。集計する際は気を付けないと。

筆者紹介

野川悟志（のがわ・さとし）

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。

近著「免税店のはじめ方」（税務経理協会）、「税制改正経過一覧ハンドブック」（共著、大蔵財務協会）、「間違うと痛い！印紙税の実務Q&A」（共著、大蔵財務協会）など。

HPはしながわ税経事務所 で検索



国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手順で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。



1

インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



2

モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



3

ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成27年10月末現在）

なお、これらの電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

登録方式

e-Taxに納付情報データを登録（納付情報登録依頼）することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



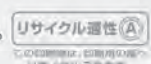
e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



7月20日 (水)	県青連 平成28年度県内部会員交流事業 簿記実務講座 (第4回)	16:00 サンシャインボール(仙台市) 18:00 石巻商工会議所3階	9月21日 (水)	県連 第2回理事会	未定	未定
7月21日 (木)	県連 第1回厚生委員会 簿記実務講座 (第5回)	15:00 新仙台ビルディング 18:00 石巻商工会議所3階	9月23日 (金)	河南桃生支部税務研修会 河南桃生支部第2回役員会	15:30	河南桃生商工会桃生支所 未定
7月22日 (金)	女性部会第3回役員会 簿記実務講座 (第6回)	14:00 石巻ルネッサンス館 18:00 石巻商工会議所3階	9月24日 (土)	移動検診車による定期健康診断	8:30	石巻ルネッサンス館
7月26日 (火)	AIG JAPAN設立70周年記念式典	15:00 ウェスティンホテル仙台	10月4日 (火)	総務管理講座 (第1回)	15:00	石巻ルネッサンス館
7月27日 (水)	県連 第1回事業委員会	15:00 新仙台ビルディング	10月6日 (木)	六県連東北地区事務局職員研修会	未定	未定
8月4日 (水)	県連 第1回広報委員会	15:00 新仙台ビルディング	10月7日 (金)	総務管理講座 (第2回)	15:00	石巻ルネッサンス館
8月5日 (金)	県連 第1回事務局職員研修会	13:00 新仙台ビルディング	10月12日 (水)	総務管理講座 (第3回) 県青連 部会長会議	15:00	石巻ルネッサンス館 未定
8月9日 (火)	県連 第1回組織委員会	15:00 新仙台ビルディング	10月14日 (金)	総務管理講座 (第4回)	15:00	石巻ルネッサンス館
8月16日 (火)	第94回東松島市鳴瀬流灯花火大会協賛	20:00 鳴瀬大橋左岸河川敷	10月18日 (火)	総務管理講座 (第5回)	15:00	石巻ルネッサンス館
8月22日 (月)	平成28年度新設法人説明会	14:00 石巻ルネッサンス館	10月20日 (水)	第33回法人会全国大会長崎大会	未定	長崎ブリックホール他
8月28日 (日)	河南桃生支部主催楽天イーグルス観戦(スツアー)	16:00 楽天koboスタジアム宮城	10月21日 (金)	総務管理講座 (第6回)	15:00	石巻ルネッサンス館
8月31日 (水)	女川支部 税務研修会	14:30 女川町まちなか交流館	10月25日 (火)	総務管理講座 (第7回)	15:00	石巻ルネッサンス館
9月1日 (木)	県連 第2回厚生委員会	未定 未定	10月26日 (水)	県連 第2回広報委員会	未定	未定
9月5日 (月)	かほく支部 税務研修会 かほく支部 第2回役員会	15:30 石巻かほく商工会本所 未定 石巻かほく商工会本所	10月27日 (木)	石巻法人会創立70周年記念式典	未定	石巻グランドホテル
9月6日 (火)	県連 役員職員研修会 東松島支部 税務研修会	未定 未定 15:30 東松島市商工会館	11月2日 (水)	第34回親睦ゴルフ大会 六県連会長会議	未定	未定
9月8日 (木)	県青連 第3回部会長会議	未定 旭川市内	11月8日 (火)	六県連会長懇談会 六県連運営協議会	未定	未定
9月9日 (金)	部会長サミット 第30回全国青年の集い北海道大会	9:00 旭川大雪アリーナ他 14:00 旭川大雪アリーナ他	11月11日 (金)	県青連 プロジェクト委員会 県青連第2回研修事業(担当: 仙台中)	未定	未定
9月15日 (木)	第2回正副会長会議 第2回理事会 福利厚生制度連絡協議会	未定 石巻グランドホテル 16:30 石巻グランドホテル 未定 石巻グランドホテル	11月18日 (金)	県連 第2回総務委員会	未定	未定
9月16日 (金)	六県連福利厚生制度連絡協議会 第2回事務局長会議	未定 未定 未定 未定	11月19日 (土)	青年部会婚活事業koikon仮面舞踏会	19:00	石巻グランドホテル
			11月26日 (土)	移動検診車による定期健康診断	8:30	石巻ルネッサンス館

※当会ホームページからも、行事予定がご覧いただけます。

<http://www.i-houjinkai.jp>